## 議案第88号

みよし市立老人憩いの家の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、別紙のとおりみよし市立老人憩いの家の 指定管理者の指定をする。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説明

この案を提出するのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得るため必要があるからである。

## 1 施設及び指定管理者

施設		指定管理者		
名 称	所在地	団体の名称	代表者名	所在地
みよし市立中	みよし市三好	みよし市三好	会長	みよし市三好
部老人憩いの	町宮ノ越30	上いきいきク	小野田 惠 一	町宮ノ越30
家	番地1	ラブ		番地1
みよし市立明	みよし市明知	みよし市明知	会長	みよし市明知
知上老人憩い	町東谷30番	上いきいきク	村 上 則 夫	町東谷30番
の家	地	ラブ		地
みよし市立福	みよし市福谷	みよし市福谷	会長	みよし市福谷
谷老人憩いの	町蔵屋敷1番	いきいきクラ	鈴木敏広	町蔵屋敷1番
家	地	ブ		地
みよし市立福	みよし市福田	みよし市福田	会長	みよし市福田
田老人憩いの	町東屋敷91	いきいきクラ	野々山 隆 夫	町東屋敷91
家	番地2	ブ		番地2
みよし市立莇	みよし市莇生	みよし市莇生	会長	みよし市莇生
生老人憩いの	町小金下3番	いきいきクラ	近 藤 英 彦	町小金下3番
家	地 1	ブ		地1
みよし市立打	みよし市打越	みよし市打越	会長	みよし市打越
越老人憩いの	町前田27番	いきいきクラ	木 戸 友 二	町前田27番
家	地 1	ブ		地1
みよし市立黒	みよし市黒笹	みよし市黒笹	会長	みよし市黒笹
笹老人憩いの	一丁目10番	いきいきクラ	加納鉄男	一丁目10番
家	地 4	ブ		地 4
みよし市立西	みよし市西一	みよし市西一	会長	みよし市西一
一色老人憩い	色町メ林14	色いきいきク	竹 田 忠 男	色町メ林14
の家	番地	ラブ		番地
みよし市立明	みよし市明知	みよし市明知	会長	みよし市明知
知下老人憩い	町下屋敷16	下いきいきク	廣瀬裕久	町下屋敷16
の家	番地3	ラブ		番地3

みよし市立新	みよし市三好	みよし市新屋	会長	みよし市三好
屋老人憩いの	町池ノ原1番	いきいきクラ	松本耕一	町池ノ原1番
家	地21	ブ		地21
みよし市立東	みよし市三好	みよし市東山	会長	みよし市三好
山老人憩いの	町東山45番	いきいきクラ	小 栗 義 広	町東山45番
家	地 1	ブ		地1
みよし市立三	みよし市園原	みよし市三好	会長	みよし市園原
好下老人憩い	二丁目1番地	下いきいきク	小 嶋 博 見	二丁目1番地
の家	1	ラブ		1

## 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで